

上水道告示第11号

長浜水道企業団建設工事契約審査委員会規程(昭和52年上水道訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

名称を次のように改める

長浜水道企業団契約審査委員会規程

第1条本文を次のように改める。

この規程は、長浜水道企業団の建設工事、委託業務および物品調達の契約の適正な締結について必要な事項を定め、もって長浜水道企業団の建設工事、委託業務および物品調達の円滑な執行を図ることを目的とする。

第2条中「長浜水道企業団建設工事契約審査委員会」を「長浜水道企業団契約審査委員会」に改める。

第3条第1項第1号および第2号中「関係業者」を「競争入札参加者」に改める。

同条第1項中第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 契約にかかる契約方式の決定のための審査を行うこと。

(4) 契約予定金額300万円以上の契約にかかる一般競争入札の参加資格の設定または指名競争入札の参加者の選択の審査を行うこと。

(5) 契約予定金額200万円を超える建設工事にかかる随意契約の相手方の選択または決定の審査を行うこと。

同項に次の各号を加える。

(6) 契約予定金額300万円以上の委託業務および物品調達にかかる随意契約の相手方の選択または決定の審査を行うこと。

(7) 長浜水道企業団指名停止基準(平成22年告示第25号)第7条に基づく審査を行うこと。

(8) その他入札および契約に係る重要な事項に関すること。

同条第2項を削る。

第5条第1項中「委員会の会議」を「会議」に改め、「定例委員会および臨時委員会とし、」を「必要に応じ」に改め、同条第2項および第3項を削り、同条第4項中「委員会の会議」を「会議」に改め同項を第2項とし、第5項を第3項とし、次のように改める。

3 委員長は、必要と認めるときは会議に関係職員の出席を求めることができる。

第6条第1項中「関係業者の」を「毎年度」に改め、「格付けに必要な資料」を「格付基準の案」に改め、「作成し」の右に「、格付けに必要な書類を添えて」を加え、「毎年度当初に遅延なく」を削る。

第6条第2項中、「前項の格付表の案等」を「前項の格付基準の案および格付表の案等」に、「格付表」を「格付基準および格付表」に改める。

第7条の見出しおよび第7条を次のように改める。

（業者選定原案の作成）

第7条 財産契約課長は、一般競争入札の参加資格の設定、指名競争入札の参加者の選択または随意契約の相手方の選択もしくは決定（以下「業者選定」という。）を行う場合においては、競争入札参加資格者名簿その他関係資料により、必要な事項を考慮し、原案を作成しなければならない。

2 前項の場合において、第3条第2号に定める格付けを行っているときは、格付区分に対応する者の中から業務選定を行わなければならない。ただし、必要により、当該格付区分の直近下位の者の中から業者選定を行うことができる。

第8条の見出しおよび第1項を次のとおり改める。

（業者選定の留意事項）

第8条 第3条第4号から第6号までに定める審査および前条第1項に定める業者選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

第9条中「関係業者の格付けおよび第7条による指名競争入札の参加人または随意契約の相手方の選定または決定に当たっては」を「格付けおよび第7条第1項に定める業者選定に当たっては」に改める。

第10条中「第3条第3号の規定に基づく」を「第3条第4号から第6号までに定める」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。